

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System



「地方税の判決を読む」 身近な税、地方税を知ろう！

正木 洋子〔目黒支部〕

おひらめ

①平20・3・19横浜地裁
・Z9999-82009
(認容)(被告控訴)

道府県は、地方税法に定

平成20年12月1日にリリ
ースした新税法データベース
の改善項目の一つとし
て、複数税目の選択が可能
となったことが挙げられま
す。それに伴い税目の整理
も行われました。旧システ
ムの地価税は相続税に統合
され、諸税は、その他国税
と地方税に分割されました。

その他国税には、登録免
許税、酒税等及び徴収事件
が収録されています。旧シ
ステムでは、登録免許税の
事例と固定資産税の事例を
分離して検索することがで
きませんでした。新システ
ムでは、地方税を選択す
ることが可能となりました。

地方税の事例は、残念な
がら体系的に収録されてお
らず、その収録数も決して
多いものではありません。
しかし、最近の地方税の判
決には、租税法をどう捉え
るかという本質的問題を問
う判決、また、最高裁が重
要な解釈指針を示した判
決、そして、固定資産税評
価基準の合理性を問う直す
判決が出されています。注
目されるこれらの判決を通
じて、身近な税である地方
税を究めましょう！

1、法定外普通税 を定める条例の 違法性

北澤章功裁判長は、地方
団体の課税権の憲法上の位
置付け、及び準則法(梓
法)としての地方税法の意
義と性質を前提として、法
定外税の沿革及び趣旨を詳
細に検証し、法定外税の形
式を用いることにより、法
定税の趣旨に潜脱する課税
を行うことは、地方税法の
趣旨に反すると判示し、企
業税は繰越欠損金の遡断を
目的とすることは明らかで
あり、それは、法人事業税
の趣旨に反し違法であると
して、本件条例を違法・無
効と判断しました。

方税法72条の19を争点とす
る東京都銀行税条例事件
(平15・1・30東京高裁・
Z9999-80066、平14
・3・26東京地裁・Z
9999-8042)があり
ます。東京都銀行税条例事
件は、上告審で和解したた
め、最高裁の判断が示され
ていません。したがって、
本件事例が上告され最高裁
の判断が示されることを期
待したいと思えます。

2、還付加算金の 起算日

②平20・10・24最高裁・
Z9999-82008(破
棄差戻し)、平19・6・
27東京高裁・Z9999-
82004(原判決取消し)、
平18・7・14東京地裁・
Z9999-8168(一
部認容)

本件は、法人住民税に係
る過納金の還付加算金の起
算日について、最高裁が初
めての判断を示した事例で
す。

上告人は再保険業を営む
国内に連絡事務所を有する
外国法人です。平成13年6
月27日に税務署長から法人
税等の決定処分を受けたこ
とから、同年7月に処分行
政庁に法人住民税及び事業
税の期限後申告書を提出し
納付をしました。その後平
成15年に日独租税条約に基
づく相互協議により、法人
税等の減額更正が行われ、
処分行政庁も平成16年1月
26日に減額更正を行い、過
納金が還付されることにな
りました。この過納金に係
る還付加算金の起算日はい
つかが本件事例の争点です。
被告(東京都)は、
上告人が自ら申告納付した
税額の減額更正に伴う還付

金であるから、減額更正が
あった日の翌日から1月を
経過する日の翌日(平成16
年2月27日)(地税令6の
15①)が起算日に当たると
主張し、上告人は、実質
的に地方税法53条28項等
の義務修正申告と同視でき
るから、納付があった日の翌
日(平成13年7月27日)が
起算日に当たると主張しま
した。

中川了滋裁判長は、地方
税法における還付加算金の
起算日は、不当利得の法理
を踏まえて規定されている
ことを前提として、納税者
に帰責事由がなく、起算日
を納付の日の翌日と解さな
いと著しい不利益を受ける
場合には、形式的には申告
納付に当たり、また、申告
が義務付けられるものでな
かったとしても、法17条の
4第1項1号の趣旨に照ら
して、納付の日の翌日を選
付加算金の起算日とすべき
であると判断しました。

3、固定資産評価 基準/需給事情 による減点補正

③平20・10・28那覇地裁
・Z9999-82012
(全部認容)【那覇市情
報公開条例第7条による
開示情報】

固定資産評価基準は、家
屋の評価に当たり、建築様
式が著しく旧式となってい
る非木造家屋、所在地域の
状況によりその価額が減少
すると認められる非木造家
屋等について、需給事情に
よる減点補正を認めていま
す。しかし、その具体的な減
点補正率は明らかにされて
おらず、廃止された依命通
達の趣旨を参考にして需給
事情による減点補正の要否

を判断し、おおむね1割を
限度とする減点補正がなさ
れている実情があります。
原告那覇空港ターミナル
株式会社(以下「ターミナル
ビル」)が所有する旧ター
ミナルビルの固定資産税評
価に当たり、需給事情によ
る減点補正率を1割と認定
した固定資産評価審査委員
会の決定が適正であるか否
かが本件判決の争点です。
大野和明裁判長は、本件
における需給事情は、地域
内の建物全体の需給が減少
する地域的要因ではなく、
新ターミナルビルの供用開
始によって、旧ターミナル
ビルが旧式のものとなり、
その経済的価値が相対的に
減少したという個別的要因
が需給事情による減点補正
を行うべき理由と解するの
が相当であると判断しまし
た。そして、旧ターミナル
ビルは、建築様式が著しく
旧式となっている非木造家
屋に当たり、これによる減
価割合は1割にとどまらな
いと解されるとして、本件
審査決定が本件各建物の特
殊性について十分な検討が
なされていない違法なもの
であると判断しています。

おわりに

新システムでは、検索結
果画面に表示された雑誌目
次検索のリンクをクリック
すると、該当する雑誌目次
を表示することができます。

上記1の横浜地裁判決の
雑誌目次には、金子宏教授
(税経通信 2月号)、品
川芳宣教授(税研142
号)の判例評釈がありま
す。異なる切り口によるた
め、両者の結論は大きく異
なります。ぜひ、参考にな
さってください。

記帳以上の価値がある、と顧問先も大喜び。

初めての人も安心な経理ソフト。
導入したその日から使えます。

導入が
簡単

「ACELINK」 「ACELINK Navi」 上の顧問先
データを「ACELINK Navi 記帳くん」に
データ連動できるため、初期設定が不要です。

操作が
簡単

視覚的にわかりやすいアイコンを採用。
家電感覚で操作できます。

コミュニ
ケーションが
簡単

「ACELINK Navi」と操作は同じ。スムーズに運用、
サポートが行えます。iCompass機能で、顧問先と
同じ画面でコミュニケーション。
仕訳データのファイル転送も行えます。

大好評!
ACELINK Navi 記帳くん
さらに使いやすく、
バージョンアップして
新登場!



会計事務所



顧問先

「記帳くん」で、
会計事務所の先生から
経営アドバイスも
いただけて
満足しています。

会計事務所と顧問先をつなぐ「会計システム」



記帳くん

検索



財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス

●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表)
●営業本部:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381
●拠点/33支社・3営業所